

井伏鱒二未公開書簡の活字化に関わる諸課題

——井伏の手書き資料（書簡・自筆原稿）にみる特徴を踏まえて——

田中 雅和

一、はじめに

井伏鱒二が高田類三にあてた書簡一六〇通余り（葉書一二九通、封書三三通）について、活字化にむけた調査・作業が進められている（青木美保氏を研究代表者とした文部科学省科学研究費助成事業基盤研究C1750482「井伏鱒二未公開書簡の基礎的研究——文学の生成と「同学コミュニティ」を視座に——」と題する研究）。本稿は、この活字化にあたって問題となり得る事項や書簡に表れる言語的な特徴などについて、語学的な興味・関心に基づいて検討・考察を加えようとするものである。

手書き文字を印刷文字にうつす作業を、本稿では（厳密な意味での「活字」にならない印刷の場合も区別せず）、「活字化」ということにする。一般にこの手書き文字の活字化には多くの問題がつきまとう。特に漢字の字体・字形・書体に関わる問題は、ある文字の形（ある個人が現実を用いた個別的具体的な実現形）がどの漢字（観念的標準的な規範形）を表したのかという、漢字自体を認定・処理する方法と認定・処理のために求められる判断が容易でないことが多い。それは、漢字の字体・字形・書体・書体が複雑に絡み合いながら関係を持つからである。字体・字形・書体の異なる文字を特定の文字と認定することや字

体の正誤などを判断するには多くの手間がかかる上に、確かな結論を得るに至らないこともある。文字論における「字体」「字形」「書体」について、その定義とそれぞれの関係性や区別が明確で安定していれば良いのだが、現状はそれぞれの関係が十分に整理され共通の認識によっているとは、必ずしも言えない状況にある。加えて、活字化には日本工業規格（JIS漢字コード）などの印刷システム上の制約からのがれられないことも、書記者自筆の表現を印刷の結果に忠実に再現することを困難にする。

そこでまず、活字化に関わる漢字の「字体」「字形」「書体」について、本稿における問題意識や課題等を整理し、おおよその立場を確認しておく。ただし、語学的な興味や課題意識に基づくものではないが、いわゆる文字論として展開することが主たる目的ではないので、それぞれの用語の語学的に厳密な定義や規定などを示すだけの用意はまだない。また、ここでは飽くまでも井伏の手書き文字を活字化するという作業に伴う議論であり、一般化・普遍化に堪えうる議論ではない。

二、字体・字形・書体について

「字体」は、現実を用いられる個別的具体的な文字の形（実現形・字形）の基となる抽象的・観念的な骨格（常用漢字表では「文字の骨組み」と説明する）

であり、規範となる文字の形をさす。字体の異なりと認定できるのは、その文字の構成要素となる点画が示差性や弁別性を持って機能している場合である。すると、表語文字たる漢字の骨格が異なるということは、文字 \parallel 語として別のものであることを示すと見ることができ、字体が異なれば「別字・別語」と認定することもできそうである。しかし、これは「字体」の違いではなく「字種」の違いである。漢字の字義も字音も異なる「別字・別語」と認定されるものは文字観念の異なる「字種」が違ふということになり、「別字・別語」となるものは単なる字体の異なりと見ない。字種が違えば文字観念の異なる別字・別語であり、字体の違いは別字体にはなるが、意味の異なる別の文字(別字)・別の語(別語)とはならない。つまり、字体とは文字観念を同じくする同一字種(同字・同語)における抽象的・観念的な骨格のありようをいうことになる。従って、一つの字種に複数の字体が併存することはあり得る。活字化に際して、字体の差異を反映させることにはそれなりの意義がある。

「字形」は、現実に用いられる個別的具体的な文字の形そのものであり、書き文字の場合は書き手の運筆や書き癖・好みなどのようなものをも反映し、印刷文字の場合には文字の形を設計する上での表現・デザインにおける差としてあらわれる。文字の構成要素となる点画が、示差性や弁別性を持って機能せず、単なる表現やデザイン上の差にしか関わらないのが字形である。従って、字形の異なりは、同一字種(同字・同語)における文字の変形・異形に過ぎない。また、文字単体における書体の違いも一種の字形の違いと見ることができ、特に手書き文字の場合は、書き手の自覚的な書体の選択が反映する個別具体の文字の形(字形)とすることができる。活字化に際して、字形の差異はさほど意味を持たないように思える。

「書体」は、文字体系全体に関わるものであり、文字体系が一定の特徴と様

式を一貫して持っている表現の形態をいうが、個々の文字単体にも及ぶ。手書き文字ではいわゆる楷書体・行書体・草書体をさし、印刷文字ではいわゆるフォントに相当するが、本稿では主に手書き文字についての楷書体・行書体・草書体を対象として考える。漢字の書体に関して通俗的な言い方をすれば、文字を構成する一点一面をはつきり丁寧を書くことによって直線性を持った楷書体から、ある程度の連続的な運筆によって曲線性を備えた行書体・草書体へと、文字の崩し方の程度が増す方向になる。手書き文字の場合、文字を学習・習得するような場以外では、典型的な楷書体が用いられることは殆どなく、一般には行書体・草書体が日常的な書体として用いられる。また、手書き文字において、文字の崩し方の程度という見方からいえば、行書体と草書体とを明確に識別することはあまり現実的ではない。両書体間にある違いは連続的な変化で曖昧なものなので、行書体・草書体を一括した「行草体」を用いることにする。現実の実用的な手書きによる書記形態は、この行草体を基本としている。

「字体」と「字形」に関連して、通常は「字体」の問題として、「正字体」と「異体字」との関係にある漢字の組み合わせがある。同字・同語つまり同一字種の漢字を表記するのに複数の字体が併存し、互いに異なる字体を有する文字を「異体字」という。歴史的には、異体字関係にある文字に通常「正字・俗字・通(用)字」の別があるが、一般に規範として正規・正統・標準などと考えられている「正字体」とは違った形をとっているものを「異体字」という。歴史的にみると、文字に関する正俗の区別は『干禄字書』『康熙字典』(いわゆる辞典体)などに基づく「字体」意識によってなされる。先述したように、活字化に際して、字体の差異を反映させることにはそれなりの意義があるので、この異体字関係にある文字の区別は重視する必要がある。一方で、単なる表現やデザイン上の差にしか関わらない字形については、その差異を活字化に反映さ

せる意義はさほどないと考える。ところが、古代の文献・資料はともかくとして、現代の衆人にとって、現実の文字意識や言語環境においては、字体と字形との区別は容易でないばかりか、両者の関係は曖昧になってさえいる。少なくとも伝統的な『干祿字書』『康熙字典』（いわゆる辞典体）などによる字体意識だけでは処理できない状況がある。例えば、常用漢字表における字体と字形との区別や定義・説明は、これまでに述べてきた本稿の説明や立場とは必ずしも一致しない。

そこで、本稿の主たる目的である、手書き文字を活字化するに際して顕在化する問題について、井伏の自筆資料に現れる具体的な用字を参照しながら、概略的に考えてみたい。井伏の自筆資料には、未公開書簡と「兼行寺の池」自筆原稿を主に用いる。また、前田貞昭氏の論考「井伏鱒二「兼行の池」漢字字体・字形推移一覽稿——自筆原稿から初出『新潮』本文へ——」（『兵庫教育大学近代文学雑誌』第二四号、二〇一三年二月）で字体・字形についての詳細な報告と分析・考察や問題提起等があるので、それも踏まえながら、あるいはそこで問題意識を共有し寄り添いながら、手書き文字の活字化ということについて考えたい。なお、「兼行寺の池」の自筆原稿については論者自身が見て確認したのではないので、「兼行寺の池」の字体・字形等に関する記述と指摘や判定などは、本文中でいちいち注などを施して断ることはしないが、全面的に前田氏の論考に頼りながら進める。

三、字体・字形・書体に関わる問題

(1) 書体の違いと字体の違いか字形の違いかの認定

現実に現れる文字の形の違いが、字体に関わる問題ではなく、単なる字形に

関わる問題であれば、活字化にその異同を反映させる必要はないと考える。一般的に見れば書体の違いによる文字の形の違いは「字形」の問題と見て良いと思うが、書体が「字体」に影響を与えている場合の処置が厄介である。

「兼業の池」自筆原稿では、例えば「標柱」「標準語」などの木偏が手偏に、「挨拶」「菩提寺」「提」などの手偏が土偏に紛うような形があると指摘されている（二七頁）。行草体では、楷書の筆順・運筆との違いによって、木偏と手偏あるいは手偏と土偏などが、似たような形（実現形）になることはよくある。

手書き行草体では同じ文字の形になるものでも、一点一画を丁寧に書く楷書体になると、異なる文字の形になることもある。従って、ある一つの文字構成要素（木偏）が、書体の違いによって、異なる実現形（手偏のような形）になっているような場合は、意図された文字を文脈から読み取り、規範的に標準となる文字（木偏）で活字化すれば良からう。文字構成要素が示差性・弁別性を持って機能しておらず、文字としては単に字形の異なる同字・同語の漢字と認められるからである。

ところが、異なる文字構成要素（木偏と手偏）が、手書きの行草体であることよって、似たような或いは同じ実現形（木偏もしくは手偏）になっている場合は、字体の異なる異体字関係にであったり、字種の異なる別字・別語であったりする。

例えば、「検」と「揆」とは、漢語熟字の要素として用いられ、両字が相通じる文字である場合（例えば「検校」と「揆校」など）、字義と字音が同じで字体の異なる異体字（入れ替え可能な同字異形）関係にあると見なされる用法がある。このような異体字関係にあるものは、書き手の用いた字体の違いを明示することにも意義があるので、実現形のままに活字化するべきであろう。

その一方で、「標」と「標」や「提」と「堤」などの場合、木偏か手偏かの

違いは、単なる字形や字体の違いではなく、文字として字種の異なる（字義の異なる）別字・別語であることを表す。木偏か手偏かの違いが字種の違いに与る示差性・弁別性を持つので、現代の一般的な文字認識から見れば誤字と認定されることになる。このような場合、活字化に際しては、規範的に標準となる正しい文字に訂正されるのが通常の処理である。しかし、歴史的な文字論・文字史の立場からは、このようなものを「同形異字」の関係にある文字と位置づけ、書き手の筆癖や特殊な通用であるとして、実現形そのままにして必ずしも訂正の要はないとする立場も可能である。次に示す論考の指摘は、そのような立場のものであろう。

木偏と手偏とが通用するのは、西本願寺本だけでなく、広く一般に認められることであり、これだけのゆれが認められるならば、（中略）木偏が要求される所に手偏のような「かたち」があり、手偏が要求される所に木偏のような「かたち」があつたとしても、これらは同形異字と認められ、むしろ本文校訂の必要はないのである。手偏と木偏との間（狎―押、挟―狭）にも同様のことが言える。

〔乾善彦「同形異字小考——西本願寺本万葉集を資料として——」

『国語文字史の研究』一、和泉書院・一九九二年）

歴史的な文字論の立場から古代文献・古代語について、本文校異・校訂などにおける読解のあり方や扱い方を論じたものである。この考え方に基つけば、文字の規範的な標準などを、書記する（表現）行為の規範で考えるか、読解する（理解）行為の規範で考えるかで異なってくる、ということであろう。現代の文字認識にそのまま通用させる訳にはいかないので、現実的には訂正して活字化すべきだとも考えられようし、書き手の筆癖なり用字なりを実態として表す実現形のまま活字化することに意義があるとの考え方もあり得る。いずれの考

え方に立つか悩ましいところであるが、私信の書簡を活字化する目的・意図によることになる。

また、井伏書簡に見られる特徴的な文字の形になる例を一つあげておきたい。全部で七例ほどある「角」である。井伏が意図した文字の形か、あるいは無自覚な書き癖などによるか、判然としないが、「角」の下部中央縦線を「用」の如くに貫く形がある。これは行草書において文字を連続して書く運筆上の筆の勢いという要素が強く、意識的な字体・字形の異同とは認めなくて良いように思う。一般的な筆順では、「角」の中央縦線は七画中五画目で、「用」の中央縦線は最終画という違いがあるが、楷書と行草書とでは筆順の異なる場合がよくあるし、個人的な書き癖による違いもある。いずれにしても、「角」の中央縦線を最終角にした運筆・筆の勢いによる結果が、縦線を貫いた（ように見える）形になったものと解することができる。

以上のように、書体は筆順や運筆のありようが影響して文字の形を変えるが、それは単なるデザインや表現の差となる字形の違いに止まらず、文字の骨格である字体の違いに及ぶことがある。通時的に字体の変遷をながめると、書体が字体に影響を与え、字体の違い（異体字関係）が手書き書体による文字の形の差異に由来するものがある。（木偏と手偏、禾偏と示偏などが通用して異体字関係を作るような例がある。）また、現行のいわゆる新字体の中には、手書き行草体の文字の形を活字の楷書体としたものもある。通時的にも共時的にも、この様な書体と字体・字形との間に存在する複雑な関わりが、活字化の問題を難しくしている。

（2）正字体と異体字の認定

一般に漢字の字義と字音が同じであり、同じ文脈で交換しても使用可能なも

のを異体字と認定できる。異体字関係にあると認定する基準を特定の文献等に求め、例えば『干祿字書』『康熙字典』や『類聚名義抄』・各種『節用集』などの古辞書類に依ることがあるが、古代文献・資料を対象とする場合はともかくとして、歴史的な字体に対する規範・認識は変化しているので、現行の異体字関係の認定に古辞書類を用いるのは現実的でない。規範としての標準的な字体は時代・地域によって異なるのであり、異体字は時代（と地域）を限定しなければ把握できない概念である。そこで、常用漢字表等の各字体表や『明朝体活字字形一覽』などに依ろうとしても、字体と字形の区別に関しても、規範的な文字の形に関しても、明確な定義や法則・規準等は求めがたく、これも抛り所として現実的ではない。さらに、手書き文字における個人的な書き癖や特定の社会の習慣による異なった「文字の形」をどのように処理するかも考慮する必要がある。

活字化するに際して、文字の形の違いを反映させることに積極的な意義が認められるのは「字体」であって、「字形」の違いはさほど意味を持たない。かつ、正字体を取り立て重要視して区別することもさして意味はないので、正字体も異体字関係の中にある一つの字体として扱い、文字の形の違いを区別する程度に「字体」の違いを活字化に反映させることで良いと考える。そのためにも、もう少し、正字体と異体字に関わる一般的な問題を、活字化との関連から整理しておく必要がある。

(3) 異体字に関わる問題

まず、一般に典型的な異体字の特徴といえるのは、正字体に対して画数が減少する点、つまり簡略化・略体化にある。歴史的・伝統的なものも多くあるが、同じような「字体」の概念範疇にある、いわゆる旧字体・新字体の関係の方に

はかなり事情が異なるものもある。常用漢字字体表などに見られる国語施策によって生じた旧字体と新字体の関係は、かなり人為的に手が加えられたもので、歴史的な正統性を保ってはならず、旧字体と新字体との関係は正字体と異体字との関係と必ずしも同じではない。正字体が旧字体に、異体字が新字体に対応するとは限らないのである。新字体は、正字体の手書き行草書に基づく文字の形を採用したものがかなりある。つまり、書体の違いに基づく「字形」の異同を「字体」に昇格させたともいえ、字形と字体の境界や区別がより曖昧になっている。簡略化・略体化を重視して、従来のいわゆる正字体の規範からは、誤字と認められたり、単なる字形の違う略字であつたりするものを、新しい「字体」（新字体）と位置付けたものも含まれる。

また、歴史的な正字体と異体字においても、本稿の立場で活字化する際に、字形と字体との関係が曖昧に見えて判断に窮するものもある。例えば、「功・切」「劫・却」などは、文字構成要素（旁）が「力」か「刀」かという字画の交わり方などのありようが、字種の違いに与る示差性・弁別性を持たないために、歴史的文献・辞書では異体字関係にあるとされるものである。これを、活字化にあたって、字体が異なるので区別するのか、示差性・弁別性を持たない字形の差と見て標準的な規範形に統一するのか、判断に窮する。独立した文字として用いる「力」「刀」では、字画の交わり方などのありようが字種の違いに与る示差性・弁別性を持ったために、学校教育等で身に付けている現在の我々の文字認識に基づいて判断すると、どちらの処理にも違和感が残る。

さらに、歴史的には異体字関係にある漢字でも、現行の文字認識に基づけば、別字・別語として処理する方がふさわしいものもある。具体的には「嘆・歎」「著・着」「焦・燹」「笑・咲」「脇・脅」などであるが、この種の漢字使用がある場合、異体字関係にある漢字か別字・別語かの認定は、井伏の漢字使用の

調査・分析から帰納できる用字意識に基づいて判断する必要がある。

次に、井伏の用字に関する個別の実態を見た場合、活字化に反映すべき字体や字形の問題か、またどの程度区別すべきか、判断の容易でないものがあることを指摘しておきたい。一つは、「島・嶋・寫」「略・畧」や「点・卓」「魚・魚」などの区別である。前者は異体字関係にある漢字と位置づけて良いが、このような同じ文字構成要素を持ち配置が異なる形になっているものを、統一的に区別すべきか否かの判断は難しい。後者は字体の違いか字形の違いか判然とし得ない。「点・魚・魚偏の諸字」の連火(灬)を「大」の形で書くものがあるが(井伏の用字にはないが「火」の形で書くものもある)、この「大」は「火」の行草書に由来するものように見えるので、字形の違いに関わるとして活字化にその区別を反映しないという判断も可能である。いま一つは、普遍的・一般的な異体字関係にあるものと個人的・限定的な範囲での略字との扱いである。具体的には、井伏の用字に認められる「暇」に対する「暇」である。「暇・暇」の異体字関係は一般に認められるものではなさそうだが、『干禄字書』に掲載される「聰聰聰」に二行割書で「上中通下正諸從念者竝同他皆放此」と注記のある法則性に従えば、「聰聰聰」から「總總總」が導かれるように、実際に用いられる「假↓假」の関係から「暇↓暇」が成立して良いことになる。このような特殊で個人的・限定的な用字ではないかと思われる文字の形を、どの程度活字化に反映すべきか、悩ましいところである。

以上のように、活字化に際して、文字の形の違いを反映させることに意義があるのは「字体」であって、「字形」の違いはさほど意味を持たない、と一応考えて処理するにしても、現行の異体字認定に基づく「字体」と「字形」の問題は単純に処理できない状況がある。

(附) 仮名の字体(変体仮名と片仮名)

ここまでに漢字の字体・字形・書体について述べてきたが、平仮名における変体仮名と片仮名との関係についても、字体の位置づけや処理に類似の問題があるので、仮名の字体に関連する事柄を附言しておく。

井伏の書簡に見られる仮名は基本的に現行のものほとんど変わらないが、それでも一部に変体仮名が用いられ、書簡の性格によってその使い分け意識や使用実態が異なるように見える。変体仮名の使用にも、ある種の「意識」の違いが影響しているとみることが可能である。従って、この変体仮名の実態も、現行の仮名字体に単純に統一することはせず、可能な限り活字化に反映した方が良いでしょう。(そのための具体的な一つの方策としては、活字化に際して、複数字体のあるものだけでも「変体」仮名表」の如きものを作成することで、各種の目的に応ずることができよう。)

原則として、平仮名体系・組織の中に片仮名が混在することはないと行って良い。古い資料を活字化したものに、漢字平仮名交じりの表記で平仮名を現行の字体に統一しておくながら、片仮名を混入させる例があるが、これは変体仮名と片仮名とを混乱させたものである。例えば、「ハ・ミ・ニ」「ツ・シ」などは平仮名(変体仮名)と片仮名の字母が同じで、字形も同じような形(実現形)になっているために、混乱されるものようであるが、「ハ・ミ・ニ」は漢字「八・三・二」を字母とした字体の異なる変体仮名であり、「ツ・シ」は「之・川」を字母とした仮名の字形の違いに過ぎない。従って、現行の仮名に統一する方針ならば、片仮名(に見える実現形)を混在させるような表記にせず、「ハ・ミ・ニ」「ツ・シ」の仮名字体・字形にすべきものである。しかし、これが単なる書き癖・習慣のようなものにとどまらず、書簡の質によっては意識的に使い分けられているような場合もある。その場合は、井伏の意識を活字化

に反映させて区別する方が良いように思う。また、類似の問題で、小学校令施行で仮名字体が一音節一字体にされて以降も、新聞や雑誌などの活字にも見ることのできる変体仮名「可(か)」「尔(に)」「能(の)」「者(は)」「有(う)」「春(す)」などについて、井伏は意識的に使い分けている場面があるようである。さらに、「度」に関しては、変体仮名では「と」であるが「めで度い」などの表記は「た」の変体仮名のような扱いや文字認識かと思われる用字がある。漢字「度」を『大漢和辞典』等でも邦字「願望・希求の助動詞」としており、おそらく「目出度」などのいわゆる宛字に基づく表記からきているであろうが、これも活字化に反映させることに意味があるように思う。ただ、井伏の書きぶりには独自の個性的な方や運筆による字形があり、複数の文字が同じ字形に見えて、峻別できないものもある。行草体による手書き文字であるために、特に仮名の場合は、字体・字形の区別が困難になる。

一さて、本稿は、井伏鱒二が高田類三にあてた書簡一六〇通余りの活字化にあたって、問題となり得る諸事項について整理しておくことが一つの目的である。この活字化が、何を意図し、どのようなことを目的にするかによって、文字を認定・処理する方法や判断のあり方にも違いが出てくる。文学作品として印刷・公刊されることを前提とした自筆原稿と、飽くまでも私信であり公の目に触れることを前提としない書簡とでは、井伏の意識や意図・目的が異なるのである。手書き文字を活字化するに際しての取扱いもおおのずか違ってきて良いはずである。そこで、この公私で区別される意図・目的と活字化との関係について、印刷原稿と書簡のそれぞれのあり方を考えてみたい。

四、手書き文字の活字化に関する問題点

一般論として、広く手書き文字を印刷文字にうつす場合に、問題になることを改めて確認・整理しておく。

印刷文字の書体は(デジタルフォント等による諸書体も可能であるが)基本的には楷書体にすることが通常の処置であり、手書き文字における行草体を楷書体で活字化すること自体にそもそも困難さがある。ここまでに述べてきたように、漢字の字体・字形・書体に関わる問題で、ある文字の形(ある個人が現実に用いた個別的具体的な実現形)がどの漢字(観念的標準的な規範形)を表したものとかが、漢字自体を認定・処理する方法と認定・処理のための判断が容易でないことを触れた。日本語表記において、ある語の文字化に関して唯一の正しいとされる書き表し方、社会的規範として認められた「正書法」が存在しないことが大きな要因である。これは主に客観的な視覚的情報・記号に関わるが、手書き文字には「書き手の意識」という主観的な側面も考慮して良いように思う。そこで、視覚的情報・記号としての字体・字形・書体に関わる問題に、「書き手の意識」という主観的側面も合わせながら、手書き文字の活字化について考えてみたい。

一般に、実用的な書記形態を考えると、運筆上の労力軽減が図られて、より滑らかな流動性のある字体・字形で手書きされると考えられる。従って、異体字関係にある漢字では、より画数の少ない字体が選ばれるのが自然であろう。「正字体と異体字」「旧字体と新字体」の関係では多く異体字・新字体の方が少ない画数であるから、手書きの行草書では基本的に異体字・新字体に基づく

表記が行われると見られる。それにもかかわらず、運筆の労力軽減や流動性などを犠牲にして書かれた文字の形は、書き手の正字体・旧字体を用いようとした意識や意図・目的などを反映していると思われるべきであろう。もし仮に、字体・字形・書体の違いが書き手の何らかの意識・意図を反映するものであれば、活字化にその違いを明示することには意味がある。(その目的を果たす活字化の方法がどのようなものかについては、今後也十分に検討する必要があるが。) 例えば、ある意味での公式性(「公と私」「晴と藪」など)や待遇意識の程度などを反映しているような場合は、その書簡の性質を知るのに有効である。

五、「兼行寺の池」自筆原稿の特徴からみる問題

ここまで述べてきたことを踏まえて、井伏の「兼行寺の池」自筆原稿を例に、手書き文字の特徴と活字化の問題について、具体的に考えてみたい。なお、ここでも前田貞昭氏の前掲論考「井伏鱒二「兼行の池」漢字字体・字形推移一覽稿——自筆原稿から初出『新潮』本文へ——」(『兵庫教育大学近代文学雑誌』第二四号、二〇一三年二月)にある詳細な報告と分析・考察や問題提起等を引用しながら、問題意識も踏まえて考察を加える。

印刷・公刊されることを前提とする文学作品の印刷用原稿は、筆者自身のためではなく、印刷・出版業務に関わる諸実務者や出版された作品を手にする不特定多数の読者など、基本的に第三者を意識して存在するのであり、いわば見せる・読まれることを前提に書かれる。(この点において、特定の個人にあてた私信の書簡とは、性格が決定的に異なる。)その第三者・読み手を意識して表記する以上、特殊で個人的な文字遣いはできるだけ避け、一般的で普遍的な或いは社会性を持った常識的な規範に沿った文字遣いを行うものとみて良い。

そのような性質の「原稿」(印刷用自筆原稿)で、一文字に対して複数の字体・字形の表記があることの意味を考える必要がある。

例えば、前田氏によると、「兼行寺の池」自筆原稿において、「同じ漢字でも、原稿用紙欄外の加筆・訂正部分の字体・字形と、原稿用紙枠内に書かれた字形・字体とが異なる」(六〇頁)ことが指摘される。しかし、その異なりが、原稿用紙の枠目内と欄外との関係において、旧字体と新字体との関係に対応するわけではなく、一応は「修正の際には、筆画の少ない字体・字形が使用される」傾向が認められるとしても、明確な意図的・特徴的方針として一貫した姿勢があるとは認められないようである。しかし、ここで注目しておきたいのは、井伏が執筆や推敲の過程において、文字使用場面の相違に依ずる字体・字形の使い分けを意識していた可能性である。本文と加筆・修正部分、或いは原稿用紙の枠目内と欄外などとの関係に、「公と私」「晴と藪」「正式と略式」の関係のような使用場面や文章様式の異なりに対する井伏の意識・認識ないし表現意図が反映していると考えられることもできそうである。しかし、ある文字に対して複数の字体・字形が存する場合、そこに意図的な表記意識の違いが存するか否かを見極めることは容易ではない。「意識」という点でいうと、問題として注目すべき関係のものとそうでないものがあり、注目すべきは、別語・別字であるとの認識に基づいて、意味・用法上の区別を字体・字形に反映しようとする意識が働く場合であろう。一方、別語・別字とは認識されない同一の語句や熟字が異なる字体・字形で表記されるような場合は、そこに一般的な使い分けの原則(表記意識に基づく意図的な違い)があったとは想定しがたいので、注目すべき問題とはなり得ない。この場合の字形・字体の相違は、ある個人の個性的・個別的・一時的な図らざるもの(気まぐれとも)と見るほうが良いのかもしれない。

ところで、余談の如くにはなるが、現在の学校教育において、漢字のデザイン（字形）の違いと字体の違いが混同されて、指導されている実態がある。文字の骨組みにあたる「字体」とデザインや表現の差異に属する「字形」とは区別されるべきだが、それが混同されている場合が少なくない（常用漢字表における「字体」「字形」の捉え方は本稿の立場とは若干異なる）。例えば、「木」の縦画のとめる・はねる、「保」の終四画部分における「木・ホ」のつける・はなす、「天・吉」の横画の長短、「臭・臭・嗅」「涉・涉」の点の有無等々は、単に字形の違いであって、同一漢字のデザイン上の差、印刷文字を設計する上の表現差に過ぎない。一方、「土・土」「末・末」の横画の長短、「大・太・犬」の点の有無や位置などは、漢字字種の違いや区別に関わる字体の問題であり、異なる漢字であることを示す「示差性」や「弁別性」を持っている。学習指導要領解説でも、漢字指導には標準の字体（本稿の立場では「字形」を用いることを示し、「標準とは字体に対する一つの手掛かりを示すものであり、これ以外を誤りとするものではない」と明示している。それにも関わらず、学校現場では未だにこの点の認識が十分に浸透しておらず、字形の違いが正誤の評価対象とされることが多い。それ故に、平成二八年二月には文化審議会国語分科会が、常用漢字表の「付」字体についての解説」の内容をより分かりやすく周知するために、「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」をとりまとめたほどである。ここでは、具体的な運用としての手書き文字には多様な書き方があることを認め、字体が合っていれば、細かな字形の違いは柔軟に評価すべきだとしている。要するに、手書き文字において、点画の長短・方向・交わりやとめ・はね・はらい等の細かい違いが、単なる字形の違いにとどまるか、示差性・弁別性に関わる字体の違いかが問題なのである。

右のような学校教育の問題の延長線上に、現在の我々の文字に対する認識が

あることに留意しなければならない。現在では、同じ文字・語の表記には一つの表記形態（字形・字体）を用いることが当然であるかのような認識があるように思う。そのために、細かな字形や字体の違いに、表記上の意図や有意性を求めたくなる。しかし、井伏の漢字に対する認識が現在の我々とは異なるであろうことを想定しておく必要がある。同じ文字・語の表記に、少なくとも字形については、複数の形態があることは特に異様ではなかったと考えられる。また、昭和二一年公布の当用漢字や昭和五六年告示の常用漢字が、世間一般の漢字の字形・字体に対する認識に大きな影響を与え、多少なりとも井伏の漢字表記に影響をもたらした可能性も考慮しておく必要がある。例えば、執筆・書記の年代による字形・字体の変化があるとすれば、右記の国語政策や教育などの影響と無縁ではないかもしれない。ただし、この点については、前田貞昭氏が、自筆原稿の漢字に関する詳細な調査・分析に基づいて、「自筆原稿執筆に用いる字体・字形は、ほぼ一定して」おり、「時々の言語政策に従って自筆原稿に用いる字体・字形を変更したのではなく、馴染んだ字体・字形を使用していた」（六三・六四頁）ことを論じている。これは出版・活字化される文学作品の印刷用原稿であり、いわば公式性（公・晴の場）が強く意識される場合の表記である。葉書であれ封書であれ、私信としての書簡の場合でも全く同様であったか否かは検討する必要があるように思う。もし違いがあるとすれば、そこに井伏の文字・表記に対する認識とか書き手の意識とかが表れるかもしれないからである。また、文字獲得の背景が、組織的な文字教育によるのか、日常的に見聞するものとの影響とか生活の中での個人的な習慣によるのかなどを、探る手がかりが得られようし、字形・字体の違いや変化が、国語政策によるものではないとすれば、癖や个性的変容或いは使用場面による意識の違いとして認められる可能性もあるからである。以上のような点も、書簡の活字化に際して考慮され、

諸課題についての検討・考察に資するようなものであることが望まれる。改めて後述するが、論者の調査の範囲では、実際に候文体の葉書とそれ以外の書簡との間に、特徴的な異同が認められる。

六、文字・表記と「書き手の意識」

まず、文字の種類や表記形態などが「書き手の意識」と関連する可能性があると考えられる点について、従来の議論や指摘から確認しておく。

文字の種類（平仮名・片仮名・漢字）とその性格や使用場面・文章様式との関連については、従来多くの指摘がある。中田祝夫氏は、「日常の普通通行体の片かな（社会共同体）に対して、学問研究に用いた訓点記入の片かな（訓点本記入体）」があると述べ（「かなの論くさぐさ」、『国語学』20・一九五五年）、あるいは阪倉篤義氏にも、「公の場において晴の文書に用いられる晴の文字である漢字に対して、褻の文字として意識されたかな」「趣味・鑑賞といった遊びを主とした平がなに対して、註釈用の文字・研究を主として学問的な意味をもつて記された片かな」「漢字の草体化という程度に止まるといふ意味でなお漢字との関係を保ち幾分晴の文字という性格を持つ草がなに対して、全くの私事である恋の消息・歌などに用いられ一層褻の文字としての性格の強い女手（平がな）」などの指摘（「平がな用法の歴史（明治以前）」、『言語生活』46・一九五五年）がある。いずれの指摘も、ある文章の表記に用いる文字種選択の態度はその文章の性質によって異なり、文章様式の違いに対する書き手の認識や表現意図を反映するということである。換言すれば、文字の種類を選択する行為がある種の「書き手の意識」を反映していると解釈できる。

また、近世の往来物を対象にしたものであるが、書体選択のありようと意識

とが関連することを指摘する、次のような論考もある。

《真》

楷書—正書体—規範的—学問的—読み—辞書—片仮名世界

《草》

行書—略書体—実用的—日常的—書き—往来—平仮名世界

《真》の世界とは、楷書あるいは余り崩さない行書を含むものであり、正書体と意識され、規範的な世界、たとえば学問（漢学）の世界などが想定される。（以下略）

これに対して、《草》の世界は、草書（行書を含んで）のいわゆる略書体の世界であり、実用的・日常的な読み書きに用いられるものである。（以下略）

どのような書体を採用するかは、その「場」によってある程度、定まっていたと思われる。

〔乾善彦「書体と規範——近世の漢字字体意識の一側面——」

『国語学』199・一九九九年二月）

このようなことを考え合わせても、文字の種類や書体はある種の「書き手の意識」を反映していると見ることに無理はないように思う。また、かつて論者自身も『草案集』における漢字と書き手の意識について論じ、漢字における字体・書体の選択態度には、使用場面の異なりや文章様式の異なりに対する書き手の認識ないし表現意図が反映しており、別々の位相の場において書き分け感じ取っていたことを指摘した。拙稿の趣旨と結論を示すと以下のようになる。『草案集』の表白部と説話部とは表記実態に特徴的な差があり、その要因は文字に対する意識や認識の違いであると考えられる。その表記態度には、「表白」と「説話」という文章の性格の違いを前提にして、有意の書き分け意識があつ

たと認められる。結論として、片仮名よりも漢字、俗体よりも正体、草書体よりも行書体（あるいは楷書体）の方が、公式性が強く格式も高い晴の文字であるという意識・認識に基づいて、晴の文字を表白部の方に用いるという基調が認められるというものである。（拙稿『草案集』における漢字の表記について——表白部と説話部との差異——、『鹿児島短期大学研究紀要』第三九号・一九八七年）

そこで、次にこの「書き手の意識」ということについて、井伏の自筆原稿における表記の実態と特徴を通して、具体的に考えてみたい。

七、自筆原稿に見る井伏の表記意識

「書き手の意識」を取り立てることができるのは、書き手が表記や用字などに関して、時々気まぐれや無頓着などではなく、高い意識やこだわりを持っている場合である。そこで、井伏の「書き手の意識」を見るに先立って、井伏自身の文字・表記に対する高い意識やこだわりのようなものがかいま見える具体的な事象を挙げておく。いずれも「槌ツア」と「九郎治ツアン」は喧嘩をして私は用語について煩悶すること」の自筆原稿にみられる例（用例数などはゼミ所属学生・高杉健太の平成二八年度提出卒業論文「井伏鱒二作品における表記上の特徴について」の調査に基づいて論者も確認したものである）で、特徴的な用字意識が表出していると認められる。

一つは、「弁」と「辯」との使い分けである。「弁」は一般に「辯・辨・瓣」の異体字と位置づける認識もあるが、本来は「弁」も「辯・辨・瓣」三字もそれぞれ別字・別語であり、「弁」を略体の異体字とした結果が同じ字形になった「同形異字」の関係にある。井伏の自筆原稿では、「弁」を用いる熟語「勘弁」が一例ある他は、「辯護」二例・「大阪辯」五例・「東京辯」一二例が認め

られ、明らかに「弁」と「辯」とを区別している。原稿全体の書体は行草体であるが、「辯」字は画数が多いにも関わらず、丁寧な書きぶりで見分けられている。「弁」は「辨」の異体字と認識されているようで、「辨」の字義へわかる、わかまえる」に基づく熟語「勘弁」でしか用いられていない。一方で、「辯」の方は、〈理屈をわけてのべる議論〉という字義に基づく熟語「辯護」あるいは本邦での字義〈言いぶり、方言〉に基づく「大阪辯」「東京辯」に用いられている。両字を混同することなく、意識的に区別して、使い分けているのは明らかである。ただし、これが当該原稿内・一作品内に限って見出せる事象なのか、印刷用原稿・書簡等の諸資料に広く認められる事象なのか、井伏の用字意識の中に一貫した統一性があったのか、未だ定かにできない。井伏の書記資料全般に亘って、資料的な性格や内容の種類、書記の時期、相手意識の質、公私や公式性・規範性の有無等々を観点に、調査・分析する必要がある。

もう一つは、「言」と「云」との関係である。自筆原稿を見ると、当初使用していた表記を、後の推敲の段階などで、取消線・墨消し・重ね書き等によって修正している状況がある。具体的には、当初の表記は「言」一例・「云」四例・（「いふ」三二例）であったものが、修正後は「言」四一例・「云」七例・（「いふ」三二例）という状況になっている。当初一例しか使用されていなかった「言」が四一例に増えているが、これは当初の「云」三九例（と「いふ」一例）が「言」に修正されたためである。「云」が総て「言」に修正されているわけではないが、大筋で「云」から「言」への修正の意図が見て取れる。わずかに残る七例の「云」が何を意味するのか、意味・用法の違いなどを見ても特に有意の差があるようではない。あるいは修正漏れの可能性も疑うが、明確には説明できない。いずれにしても、限定的な範囲の事象であれ、井伏の漢字使用に対するある種の意識やこだわり、つまり「書き手の意識」があらわれ

ていると見る事ができる。

以上のことを勘案すると、ある文章表現の用字・用語などのあり方に、書記者の意志を読み取り、言語事象に関わる意図・意識の如きもの「書き手の意識」を背景として想定してみることは、あながち荒唐無稽のことともいえないと考へる。

八、井伏書簡に見る「書き手の意識」の一端

井伏書簡の表現に「書き手の意識」による違いのようものが認められるか、それはどのような性質のもので、どのような言語現象としてあらわれるのか。また、「書き手の意識」による違いのようものが書簡の表現にあらわれるとして、その情報を活字化に反映する方法があるか、あるいはそれを示すことに意味があるか。以上のようなことについて、多角的に検討したのであるが、そのための有効な手立てをまだ得ていない。そこでまず「書き手の意識」ということについて、井伏の書簡における表記の実態なり特徴なりを通して、具体的に考える手がかりを得たい。

井伏書簡一六〇通余りの全体を一瞥すると、その表記形態は一様でないことが解る。書体で見れば、基本的には行草体でありながら、楷書体に近いものからかなり草書風に崩したものであり、一字一字が連続して書かれた「連続体」のものも、連続させずに独立して書かれた「独草体・放ち書き」と言われるものもある。文字の形で見れば、画数の多い正字体・旧字体を意識したと思しきものから略体化の顕著な簡体の字まである。内容にも少し目をやると、いわゆる「文体」も一様ではないので、それに伴う語彙・語法などの言語的要素も異なり（いわゆる文体的位相差があり）、さらに、表現（伝達）内容の質にも影響

していることが予想できる。つまり、以上のような文章様式の違いは、ある種の「書き手の意識」が影響して生じるものと想定でき、それが表記形態をはじめとする各種の言語的な要素の異同に反映していると考えるのである。

文体の違いという点に着目すると、一六〇余通の書簡の中で、他とは若干異質ないわゆる「候文体」で書かれた書簡が八通だけ認められる。その内、ゴム印刷一通（葉書69）と代筆による一通（葉書86）があるので、井伏自筆といえるものは六通のみである。まだ十分な考察には至っていないが、文章様式や表現（伝達）内容による語彙・語法あるいは用字・用語などの表記のあり方の違いを概観・比較するために、候文体の書簡六通（葉書20・30・82・101・113・121）とそれ以外の書簡一通（葉書02）とを例示して、その特徴などを考えてみたい。なお、用例に付してある書簡番号と翻字本文などは、冒頭に触れた井伏鱒二未公開書簡について活字化作業を進めている青木美保・前田貞昭氏等の現段階における成果に基き、傍線は後の考察の便のために論者が私に付したものである。

○葉書02 大正九（一九二〇）年十二月六日

帰るつもりでゐましたが本日小生のあにきから様子して来て言ふには家に今度ごたくがありさうなといふので止しました。なるべく俗事にはかゝはらないようにしたいのです。で明日発つて上州をこの冬休み中旅行したいと思つてゐます。旅費のなくなり次第宿を定めて翻譯に従事して東京へ送つて金にかへる存念です。何うせ翻譯などした悪銭は身につく道理がないのですからね。今度の春には本郷区の小生のおばをつれて帰ります。十何年ぶりにですから帰つてみたいと云つてゐます。旅先で宿の定り次第そこから通知します。先日土岡が来て遊んでゆきました。べつに面白いことはありません。デカダンの気持がやつと此頃わかつて

来たと言つてゐました。しかし彼のことだからばつを合して言つたこと
かもしれない。今は夜の四時前です。どうしても寝つかれないので床
の上によつ伏せになつてこれを書いてゐるのです。総てしづかです。講
談で言ふ、軒下三寸下るといふ時刻ですね。どうしてもねつかれませぬ。
いろ／＼年をとるにつれて、面倒な世の中になつて来ますね。つく／＼
いやになつて来ました。学校も、生活も。涙の谷とはよくも言つたこと
ですね。ではさよなら、おやすみ、ついで／＼から私は朝まで起きてゐ
ます。

○葉書 20 昭和七（一九三二）年九月十一日

たいへんしのぎよく相成候ことゝて、いでや何よりのことゝ存じ候。さ
てこのほど老若うちつどふ同人雑誌「あらくれ」と申す小誌を發兌いた
し申候。第一輯は御送附のこと失念いたし候事にて、すでに古雑誌と相
成り候。それにて第二輯より御配本つかまつるべく、御高評たまはらば
何よりのことゝ秘かに念じ奉り候。近来、愚生は最も読書に身を入れ候
処置をとり候ゆえ、酒席のことは気のりうすと相定め居り候。お大事に
なされ度候。再拜々々

○葉書 30 大正十二（一九二三）年一月一日

新年おめ出度く、本年も何卒よろしく、二九の十八を過ぎて我々こと本
年まさに廿六才に相成候。名をなすは近きにこれあり。小生の心はいか
にもこゝろおどり申候。本日はこれより街を歩き着飾つたまち人達を眺
める存念。酒もしたゝかいたゞき今は瞑目思ふところこれなく候。こゝ
に目出度く御一統様の御幸福を祈るものに候。正月一日

○葉書 82 大正六（一九一七）年十一月十二日（本文は横書き）

TENKYO NO O SHIRA-SE: 1917 11. 12

先日ノ原稿ノ件 御願ヒ仕候。今度ノ居処ハ目白女子大学ノ直グ下ニ
候。貴兄ニハ今度 明治座上演ノ「生ケル屍」ニテウタフ「ジブシイノ
旅」即チさすらひの歌を御存ジニ候ヤ
次第次第二田舎ニ逃レ行キ今ハカハルトコロ——サビシキトコロ——ニ
逃亡仕候。時候御用心ナサレ度候。

○葉書 101 大正六（一九一七）年六月二十日

二十枚許り画き申候
迷蘆會に持參仕るべければ三成君とともに二三枚好きなのを選りとり下
され度候。氣に入り申し候はゞいくらにてもさし上げ仕るべし。毎日画
用紙の水ばりにいそがしくこれあり申候。しばし華やかな理想の囲より
離れつゝ
先は御用心

○葉書 113 「大正十一（一九二二）年」十月三十一日（片仮名交じり）

轉居御報告左記ニ候。

目下秋氣誠ニ宜シク昨日郊外中野町ニ於テ喫煙會開催仕候。又本日ハ室
ニ於テ勉学致居候。其他略。

東京市牛込区鶴巻町

栄久館

井伏鱒二

○葉書 121 「大正六（一九一七）年」七月十六日

その日恐懼に満ちて帰宅仕候 小生事無謀と云はふか何と云はうかお祭りの日に選りも選んで臆面もなく出入口のあたりに蠢々然としたる、今更おわび入り申し候。』

貴君の云はれる通り八日に短歌会はこれあり候由 されど散歩かたぐ度々こられいべく候。梅の緑をふむ足音ひびきぬその様にデリケートなる君のものし艸拜誦つかまつり候、唯今。やさしき韻よ、悲しのリズムよと思入申候。父なき児は今更同感仕候。ありあはせの唐墨にて乱筆、端書を以て、お礼まで、おことはりまで、山地御案内まで、英ぼつちやんによろしく。来年の正月をほのかに待ちつゝえびの目の枝のふき出でん事を祈り居り申候

参考のためにゴム印刷の葉書も示しておく。これは、企業が作成したいわゆるビジネス文書の類で、公式性の強い一般的な候文体の特徴をよく示しているので、私信の井伏書簡における候文体との比較に有用であろう。

○葉書 69 昭和二十七（一九五二）年一月四日（一部分井伏の手書き）

送品御案内

拜啓 益々御隆昌之段奉賀候 陳者

井伏鱒二殿より御用命賜候 御海苔罐入一個 本日 普通小包 便を以て御送附申上候間御受納被下度尚現品御査収の上は御手数乍 井伏鱒二殿へ御一報賜度御願申上候

先は右御案内旁々御依頼申上候 敬具

昭和27年 1月4日

東京都中央区日本橋通二ノ三

株式会社 山本山

電話日本橋(24)〇五二四番／〇五二五番

まず、これら候文体の葉書に共通する表記上の特徴を概観すると、書体については、葉書30の一部と葉書121が他よりも若干崩し方の強い書体が含まれる程度で、基本的には楷書体寄りの行草体で書かれていると見てよく、かつ連綿体でなく、おおよそ独草体・放ち書きになっている。他の書簡が総て対照的に崩し方の強いものばかりというわけではないが、少なくともこれらの葉書は丁寧な楷書体寄りの書きぶりである点で共通している。書き手の意識とか姿勢というようなものが表れていると見得る。ちなみに、他の書簡には、極端な走り書きのような書きぶりのものがある。

次に、全体の表現・用語などが（当然のことながら）文語調であり、他の私信書簡がほとんど口語調の表現を基本としていることと対照的である。例えば、右記書簡の本文に棒線を施した表現などは、他の書簡にはほとんど使われておらず、候文体の書簡に特徴的な表現法と見なしてよい。主な表現をいくつか取り出して、その性格を見てみたい。

○接頭辞「相（あい）」全一三例 — 候文に四例

候文「たいへんしのぎよく相成候」（葉書20）

候文「すでに古雑誌と相成り候」（葉書20）

候文「気のりうすと相定め居り候」（葉書20）

候文「我々こと本年まさに廿六才に相成候」（葉書30）

「当方相変らず雑事読書で日を消してゐます」（葉書27）

「御厄介に相成りました」(葉書25・葉書36)

「ずみぶん凌ぎよく相成りました」(葉書49)

「御世話様に相成り恐縮です」(封書14)

「御厄介に相成り恐縮です」(封書29)

「お邪魔して相すみません」(葉書10)

「御邪魔して相すみませんでした」(封書11)

「御迷惑をかけて相すみません」(封書16)

cf. 「手紙を送つてすみませんでした」(封書32)

動詞「あいなる・相成る」の如き語に見える接頭辞「あい」は「改まった言い方として、近代では手紙などに用いる。」(『日本国語大辞典』)と説明されるように、井伏が友人に宛てた(改まる必要のない)私信書簡でも多くの使用はない。右に示したように、接頭辞「あい・相」を持つ表現が一三例認められるが、そのうち候文体の書簡に四例あり、それ以外の九例の使用も同じ友人に宛てた書簡でありながら、その内容・表現が他の書簡に比べて幾分改まった風のあるものになっている。表現上の意識的な差別化が感じられる事象である。

○補助動詞「つかまつる」全三例 — 候文に二例

候文「御配本つかまつるべく」(葉書20)

候文「拜誦つかまつり候」(葉書121)

「先は、これにて失礼つかまつります」(葉書03)

○補助動詞「仕」全二例 — 候文に七例

候文「先日ノ原稿ノ件御願ヒ仕候」(葉書82)

候文「カ、ルトコロ — サビシキトコロ — ニ逃亡仕候」(葉書82)

候文「迷蘆會に持参仕るべければ」(葉書101)

候文「いくらにてもさし上げ仕るべし」(葉書101)

候文「郊外中野町ニ於テ喫煙會開催仕候」(葉書113)

候文「その日恐懼に満ちて帰宅仕候」(葉書121)

候文「父なき児は今更同感仕候」(葉書121)

「転居仕候」(葉書84)

「お手紙拝見仕りました」(葉書21)

「乱筆乍らお願ひ仕ります」(葉書91)

「過日はお邪魔仕りました」(封書05)

「御来着の由承知仕りました」(葉書2)

cf. 候文「何よりのこと、秘かに念じ奉り候」(葉書20)

「ひとへに御さんだんねがひあげ奉る」(葉書99)

補助動詞「つかまつる・仕」も書簡全体としては決して多くの使用例はなく、一五例が認められる程度であり、そのうちの九例が候文体の書簡にある。この一五例にも改まった風のある表現として意識的な差別化が感じられる。(参考までに、補助動詞「奉る」の使用が二例だけ確認でき、一例が候文体の書簡中にある。)同様の意味・用法になる補助動詞の一つ「いたす(いたします)」と簡単に比較してみると、葉書に三〇例と封書に二〇例の総数五〇例が確認できるが、候文体の書簡には二例しかない。具体的には「先日来 度々お邪魔いたしましたして 剩への長ばなしはなし込んで了つて恐縮いたします。(中略) 本日 発送いたしました。」(葉書12)「御一報お願ひいたします。」(葉書13)「先日はお邪魔いたしました。(中略) それより直行にて上總イチノミヤ海岸に行き本日唯今帰宅いたしましたので、電報も唯今拝見いたしました。(中略) 唯今、友人来り、これにて失礼いたします。」(封書13)の如き例であるが、単純に表面的な比較をするだけでも、「つかまつる・仕」との使用には、意識的な表現

上の差別化が感じられる。

○「これあり」全三例 — 総て候文の葉書中

候文「名をなすは近きにこれあり」(葉書30)

候文「毎日画用紙の水ばりにいそがしくこれあり申候」(葉書101)

候文「八日に短歌会はこれあり候由」(葉書121)

○「これなし」全三例 — 候文に一例

候文「今は瞑目思ふところこれなく候」(葉書30)

「一瓢を携へて来る様な風流の友もこれなく」(葉書122)

「心憂きことこの上もこれなく候。嘆息々々。」(封書20)

「これあり」は、漢文の「有之」を訓読することによって生じた表現で、「これ(之)」と「あり(有)」が熟合して一語相当に機能しており、「あり」の強調として用いられる。極めて特徴的な文語調の表現であり、候文体の書簡でしか確認できない。同様に漢文訓読由来の「これなし」も、候文かそれに準ずる文中で使用されている。両者は文語調の色合いが極めて強く、口語調の表現を基調とする井伏の書簡の中にあつて、異質な存在である。

さらに、前掲の書簡本文に波線を施した語や表現などは、漢語や漢文訓読特有語あるいは漢文訓読調の表現などである。漢文訓読系の用語や語法などは、和語や和文的表現が柔らかい印象を与えるのとは異なり、かたい印象や公式性を強くする。そのような印象・効果があることを前提に、意識的に表現の選択をしているのではないかと考えられる。いずれも候文体・文語調の書簡に特徴的にあらわれ、その他の口語調を基調とする書簡にはほとんど用いられないものである。

候文体の書簡を通して指摘してきた以上のような特徴や異同などに、「書き手の意識」の一端を見ることが出来る。親しい友人にあてた私信書簡は、その親密な人間関係ゆえに、ある程度くだけた口語調の表現を基調としている。しかし、同じ友人にあてた書簡でありながら、候文体の書簡は、幾分か他人行儀に改まったさま、あるいは事務的な連絡であるように感じさせる。その時々伝達すべき内容やそれに伴う待遇的な相手意識のありようなどが、文体にも文字の崩し具合・書体や用字・用語の選択にも反映しているように見える。この相手意識のありようが書簡に表れる「書き手の意識」であり、それこそが漢字の字体・字形・書体を始め、文体・語彙・語法などを変えさせる要因になっていると考えられる。

九、書簡の活字化に関わる諸課題等

本稿で問題にした井伏書簡の活字化については、印刷システムを通す以上、否応なくシステム上(JISコードなど)の制約を受けざるを得ない。活字化が何を目的とし、活字化に何を求めるかにもよるが、少なくとも印刷システムを通すことで、書記者の筆致をある程度は損なうことになる。文学作品の印刷用原稿を活字化する場合、解釈・鑑賞の委ねられる読者に、客観的な表現内容・論理が著者の意図通りに伝わるのが重要である。一方、個人的な私信の場合、用字・用語も含め、筆遣いをはじめとする文章の書きぶりなどを通して、書記者の意識や感情的な側面が伝わることもある。ところが、生の手書き文字(肉筆)に対して、印刷システムを通した活字化ではその筆致が損なわれることになる。比喩的に言えば、書記言語の手書き文字には表情が表れるが、活字化された文字は無表情になるということである。大まかに見れば、書記者

の個性的な筆遣いや折々の姿勢などの変化が直接的に表れる手書き文字と、ある種の規範や制約が加わって一定になる印刷文字との関係は、音声言語と書記言語との関係に似ている。音声言語では、発話者の一回毎に異なる息づかいや感情などが、音の抑揚や強弱などによって、直接的に豊かな姿で表れる。書記言語では、表記・文字体系の規範や制約が加わり、個別的・部分的な細かい異同は捨象されて、変化の少ない均質化された姿のことになる。あるいは、活字化された文字は、音声言語で言えば、感情が表出する息づかいとかイントネーションやプロミネンスなどを単純化して理性や論理を優先した発話、例えばアナウンサーがニュース原稿を、できるだけ個性や感情などを排して、規範的ないわゆる標準語で淡々と読むようなものである。音声言語の表情は、どのような方法をとっても、文字に忠実に反映させることはほほできないように、手書き文字の表情を活字化に反映させることは極めて困難である。

個人的な私信である書簡の活字化に当たっては、手書き文字に表れる個性的な筆遣いなどの表記形態と書記者の感情や意識を、可能な限り反映し、読み取れるようにする方法がふさわしいと考える。第三者に向けられた公式性の強い印刷用自筆原稿の場合とはかくとして、個別の人間関係にある特定の人物に向けられた私信書簡には、その時々々の書記者の感情・感覚・意識・立場・環境等々に起因する主観的な側面が、表記に映し出されていると考えるからである。勿論、手書きであれ活字であれ、感情や意識を文字に忠実に反映させることはほほできない。しかし、手書き文字には「書き手の意識」が反映する要素が見いだせるのであるから、井伏の意識を表す筆遣いや書きぶりなどの手書き文字の表情を損なわないような方法を考えるべきであろう。

ここで、これまでに述べてきた「書き手の意識」と表記形態（書体・字体・字形など）、それが表す意識や意味などとの関連について要点を整理すると、

次のような対比的関係として想定することができようと思う。

- 〈楷書寄りの行草体〉〈正字体〉〈規範性〉〈文語調〉
- 〈公的・正式・晴〉〈他人行儀な待遇意識〉〈丁寧な威儀を正す姿勢〉
- 〈第三者的〉〈理性的・論理的〉
- 〈草書寄りの行草体〉〈俗字・略体〉〈現実性・日常性〉〈口語調〉
- 〈私的・略式・褻〉〈個人的で親密な待遇意識〉〈気さくさで砕けた姿勢〉
- 〈当事者的〉〈感情的・情意的〉

井伏鱒二という一人の作家の自筆資料をどのような目的・意図をもって世間に公開するか、論者が判断できることではないが、それに応じて活字化のあり方は様々に考えられる。その目的・意図に応じた活字化の工夫と方策を考える必要がある。例えば、井伏の個性的な表記形態を持つ手書き資料を多くの人が「読める」姿にするか、特段の価値や評価等の判断を加えずに単に表記形態を復元した姿にするか、文学や語学をはじめとする諸分野の研究対象資料として有益な姿を提供するか、等々によって異なつてこよう。印刷・公刊を前提とする文学作品の印刷用自筆原稿の活字化はまた質の異なる別の問題を抱えており、私事のレベルにとどまる手書きの私信書簡の活字化と同一に論じて処理することはできないので、本稿では私信書簡の問題に限定した課題について述べた。

古典（文学作品）資料の翻字において、仮名遣いを歴史的仮名遣いに統一し、同じように漢字字体を正字体・旧字体に統一して示す方法がとられることもある（それが一般的であるとか良いとか望ましいとかいうことでは決してない）が、私信書簡の活字化においてそのような規範に基づく処理を施すことにはほとんど意味がない。現行の或いは当時の規範や目安などをもって統一するような処理を加えるよりも、井伏の表記実態を忠実に反映することの方が重要であ

る。漢字の字体・字形に関していえば、観念的標準的な規範形を求めて統一的に処理するよりも、個別的具体的な実現形を重視して活字化すべきである。その理由は、ここまでに述べてきたとおりである。それは漢字字体に関するものだけでなく、「仮名文字体系・送り仮名・仮名遣い」等々に関する問題も同様である。一般的と考えられる規範や目安などによって処理することには危険性や不都合を伴う。そもそも一般的な標準・規範を認定することが容易でないばかりか、誤用か個性的な用法かの峻別も容易ではないからである。一時的で無秩序な誤字・誤用と、一定の基準や統一性を持つ（それが仮に誤った認識に基づくものだとしても）個性的な用字・用語とを区別するためには、井伏個人の言語活動と同時代の言語現象の両方について、通時的にも共時的にも、広範囲にわたって検証する必要がある。

最後に、むすびにかえて、書簡の活字化に際して注目・検討すべき課題の一部を、順不同ながら、改めて簡潔に整理しておく。

○書簡毎の書体の違いを資料的な情報として提示することの意義

書体（楷書・行書・草書）の明確な識別はできないとはいえ、書体と字体・文体・内容などとの関連や、用字・用語との関連は決して薄くない以上、書体の情報は軽視できない。文字の形（特に実現形）や書体などの表記実態は、ある種の「書き手の意識」と筆遣い・筆致など、文字を通してみる書記者の表情が最も解りやすく確認できる外形的な特徴になる。

○公刊を前提とした印刷用自筆原稿と私信書簡との異同

文章の性質に関わる「公・私」「晴・曇」「正式・略式」等の使用場面や文章様式の異なり、内容に対する「書き手の意識」を背景とした表記形態や書体・字体・用字・用語あるいは表現様式などの区別があり得る。また、

公的文書（ビジネス文書）と私的文書とで表記形態や用字・用語などに違いがあり得る。さらに、私信でも相手への心理的な待遇意識や親密度・親近感などがその時々に変化し、表現内容の質とも関連して、表記形態や用字・用語などの使い分けがあり得る。

○同一文字の複数字体・字形が意味するもの

手書き文字において、一般的には運筆上の書記労力の軽減化につながる少画数の略体に偏って良いはずであるが、運筆の労力軽減化や流動性などに反して書かれた多画数の文字の形が意味するものを、どう解釈し、どのように処理し、活字化に反映させるか。字形はともかく、複数の字体がある場合、その間に井伏のこだわりや有意の区別意識はないか。また、同一文字に複数の字体が併存する場合、同一書簡の中での現象か、複数の書簡に亘って広く認められる現象か。

ある特定の個人に向けた私信書簡においては、「書き手の意識」を背景にした表記の実態を読み取ること、様々な興味が引き起こされ、今後の諸分野の研究に資する材料を提供することにもなる。どのような目的・意図にも応じられるようにするために、極端な事柄で言えば、公刊を前提にする文学作品の活字化には問題にならないような、墨消し・取消線・重ね書き・書き入れ等による訂正・加筆とか行取り・改行の実態など、表現内容の形成に直接的には役立っていないような書記形態の情報も有用になることがある。そのような方向で考えると、望まれる理想的な方法は、肉筆の井伏書簡の影印に付随するかたちで、活字化した情報を提示することであろう。

付記

本文中でも触れたが、高田類三あて井伏葉書・封書に付した番号は、文部科学省科学研究費助成事業基盤研究「井伏鱒二未公開書簡

の基礎的研究——文学の生成と「同学コミュニティ」を視座に——」
の調査に際して、整理の都合で仮に振られたものである。現段階では、
用例の出所などを示す方法がほかにないため、この仮の番号に拠ること
とした。また、「」で括られた年次などは推定であることを示す。

主な参考・引用文献

乾善彦 「同形異字小考——西本願寺本万葉集を資料として——」

〔『国語文字史の研究』一、和泉書院・一九九二年〕

乾善彦 「書体と規範——近世の漢字字体意識の一側面——」

〔『国語学』199・一九九九年一月〕

今野真二 「書き手の意識」〔『国語文字史の研究』八、和泉書院・二〇〇五年〕

中田祝夫 「かなの論くさぐさ」〔『国語学』20・一九五五年〕

阪倉篤義 「平かな用法の歴史（明治以前）」〔『言語生活』46・一九五五年〕

前田貞昭 「井伏鱒二「兼行の池」漢字字体・字形推移一覽稿——自筆原稿か

ら初出『新潮』本文へ——」

〔『兵庫教育大学近代文学雑誌』第二四号、二〇一三年二月〕

拙稿 「『草案集』における漢字の表記について——表白部と説話部との差異

——」〔『鹿兒島短期大学研究紀要』第三九号・一九八七年〕